

R 7 沖縄建設産業グローバル化支援業務委託
仕様書

1. 業務名

R 7 沖縄建設産業グローバル化支援業務委託

2. 契約期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 20 日まで

3. 委託料の上限額

委託料の上限額は、8,052,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とする。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

4. 業務目的

本業務は、人口減少や少子高齢化等の社会情勢下においても沖縄県の建設産業が持続的な成長を果たしていくため、「沖縄建設産業グローバル化推進事業」（以下「本事業」）として、必要な人材の育成・確保に繋がる取組についてグローバル（国際的）な視点で外国人人材の受入に関する推進方策（対応策）を検討する。

なお、本事業では、平成 25 年度から令和 3 年度にかけて、公募により選定した県内企業等（以下「モデル企業」）へ海外市場調査等に係る経費の一部を補助するとともに、有識者で組織する「沖縄建設産業グローバル化推進委員会（以下「委員会」）」を開催し、モデル企業の取組等への助言等の支援を実施した。

5. 業務内容

本業務内容は、県内建設産業のニーズ等調査及び有識者からなる委員会の運営補助を実施した上で、県内建設産業に必要な外国人人材の育成・確保に向けた推進方策の検討を行うものであり、内容は以下のとおりである。

（1）県内建設産業のニーズ等調査

県内建設産業における外国人人材の受入・活用に関する現状及び課題を把握するため、必要な調査・分析を実施する（例：関係機関の公表資料を活用した技能実習や特定技能に関する労働実態調査、アンケートによる外国人人材の活用に関する県内建設産業のニーズ調査等）。なお、分析に当たっては、必要に応じた情報収集（例：他産業の事例収集、送出し国（外国人人材を日本へ送り出す国や地域のこと）候補の抽出等）を行うこと。

テーマ1：具体的な調査項目及び調査方法等を提案し、その設定理由を述べる
こと。また、実施する上での留意点（懸念事項とその対応等）について述べること。

- (2) 県内建設産業に必要な外国人人材の確保・育成に向けた推進方策の検討
上記（1）を踏まえて推進方策の検討を実施する。

テーマ2：企画提案時点で考えられる推進方策を提案し、その設定理由を述べる
こと。また、実施する上での留意点（懸念事項とその対応等）について述べること。

- (3) 委員会の運営補助

上記（2）についての助言を得るため、下記の内容で有識者からなる委員会を運営する。なお、業務履行の段階において、過年度に開催された委員会の実績を参考にして新たに委員を提案することも可能とする。

開催回数：2回（予定）

開催方法：沖縄県内での対面方式とオンライン方式の併用

委員数：5名（県内：3名、県外1名、庁内1名）

- ・委員会開催に関する委員等の調整、準備
 - ※旅費交通費及び会場借上費等の必要となる経費含む
 - ※開催日、会場規模及び配席等について担当職員との打合せで決定
- ・委員会での配布資料及び議事録等の作成
- ・委員への旅費交通費等の支給
- ・その他、円滑な委員会の運営に関する対応

- (4) 打合せ

打合せ回数：4回以上

- ・本業務の適正かつ円滑な実施に関する管理技術者と担当職員の打合せ

6. 企画提案

本業務は、特定テーマに関する企画提案と実施方針による技術的に最適な者を特定するものであり、特定テーマは5. 業務内容のとおりである。

7. 成果物

- ・業務報告書（キングファイル製本、A4 版カラー）：1 部
- ・本業務に係る電子データ（CD-R、PDF 形式等）：1 部
- ・その他（担当職員が指示するもの）

8. 著作物の譲渡

成果物が著作権法第2条第1項第1号に規程する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

9. 再委託

（1）一括再委託等の禁止

本業務の全部を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、本業務の参加表明書等を提出した者、沖縄県土木建築部の指名停止期間中である者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に委任し、又は請け負わせることはできない。

（2）再委託の承諾

本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面による発注者の承諾を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

「簡易な業務」

- ・コピー、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計等

10. その他

本仕様書に明記されていない事項で、本業務の実施にあたり必要となる事項については発注者と協議の上決定をする。